

地域未来投資促進法に基づく支援措置

都道府県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受け、
計画に従って事業を実施する場合、様々な支援措置が受けられます。

令和3年4月時点
経済産業省 地域経済産業グループ[°]
地域企業高度化推進課

支援措置の一覧（目次①）

① 税制による支援措置

	ページ	概要	備考
地域未来投資促進税制	6	<ul style="list-style-type: none">地域経済牽引事業に従って<u>建物・機械等の設備投資</u>を行う場合に、<u>法人税等の特別償却（最大50%）</u>又は<u>税額控除（最大5%）</u>を受けることができます。	<ul style="list-style-type: none">都道府県の承認に加えて、国（主務大臣）の確認を受ける必要があります。措置の適用期限は令和5年3月31日までです。
固定資産税・不動産取得税の減免	7	<ul style="list-style-type: none">各都道府県・市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、<u>固定資産税・不動産取得税の減免</u>を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none">詳細の要件や適用期限は、各都道府県・市町村にお問い合わせください。

② 金融による支援措置

	ページ	概要	備考
日本政策金融公庫からの固定金利での融資	8	<ul style="list-style-type: none">地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、<u>日本政策金融公庫から固定金利での貸付け</u>を受けることができます。	<ul style="list-style-type: none">中小企業者を対象とした制度です。制度の利用には、日本政策金融公庫の審査を受ける必要があります。
日本政策金融公庫による海外展開支援	9	<ul style="list-style-type: none">地域経済牽引事業に資する海外事業展開について、日本政策金融公庫により、<u>海外子会社への直接貸付けや信用状の発行</u>を受けることができます。	<ul style="list-style-type: none">中小企業者の海外子会社の資金調達を支援する制度です。制度の利用には、日本政策金融公庫の審査を受ける必要があります。

支援措置の一覧（目次②）

ページ	概要	備考
信用保証協会による債務保証 10	<ul style="list-style-type: none">地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、金融機関等からの借入の際に、<u>通常の保証限度額とは別枠で、信用保証協会による保証を受ける</u>ことができます。	<ul style="list-style-type: none">中小企業者を対象とした制度です。制度の利用には、信用保証協会の審査を受ける必要があります。
中小企業投資育成株式会社からの出資 11	<ul style="list-style-type: none">地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、資本金が3億円を超える株式会社であっても、<u>中小企業投資育成株式会社からの出資を受ける</u>ことができます。	<ul style="list-style-type: none">中小企業者を対象とした制度です。制度の利用には、中小企業投資育成株式会社の審査を受ける必要があります。
食品等流通合理化促進機構による債務保証・資金のあっせん 11	<ul style="list-style-type: none">地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、<u>食品等流通合理化促進機構による保証やあっせんを受ける</u>ことができます。	<ul style="list-style-type: none">制度の利用には、食品等流通合理化促進機構の審査を受ける必要があります。

③ 規制の特例措置等

ページ	概要	備考
工場立地法における環境施設面積率・緑地面積率の緩和 12	<ul style="list-style-type: none">都道府県・市町村が定める基本計画において工場立地特例対象区域が設定されている場合、<u>市町村が定める条例に従って、工場立地時の環境施設面積率・緑地面積率が緩和</u>されます。	<ul style="list-style-type: none">特例措置を受けるためには、基本計画において重点促進区域（工場立地特例対象区域）が設定されている必要があります。

支援措置の一覧（目次③）

ページ	概要	備考
農地転用許可等の手続きに関する配慮 13	<ul style="list-style-type: none">都道府県・市町村が定める基本計画において重点促進区域が設定されており、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している場合、<u>農地転用許可等の手続きに関する配慮</u>を受けることができます。	<ul style="list-style-type: none">特例措置を受けるためには、基本計画において重点促進区域が設定されている必要があります。当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定し、土地利用調整区域を設定している必要があります。
市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮 14	<ul style="list-style-type: none">都道府県・市町村が定める基本計画において重点促進区域が設定されており、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している場合、<u>食品関連物流施設・植物工場等を建設する際の市街化調整区域における開発許可の手続きに関する配慮</u>を受けることができます。	<ul style="list-style-type: none">特例措置を受けるためには、基本計画において重点促進区域（土地利用調整区域）が設定されている必要があります。当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している必要があります。
地域団体商標の登録に関する特例措置 16	<ul style="list-style-type: none"><u>地域経済牽引事業の実施の際には、一般社団法人も地域団体商標の登録が可能です。</u><u>地方公共団体を申請者に含む地域経済牽引事業計画については、補助金等により取得した財産の処分等の制限解除に関する各省各庁の承認について、地域経済牽引事業計画の承認申請時にまとめて申請を行うことができます。</u>	—
財産処分の制限解除手続きのワンストップ化 17		—

支援措置の一覧（目次④）

ページ	概要	備考
事業環境整備の提案 18	<ul style="list-style-type: none">地域経済牽引事業者は、基本計画を策定した都道府県・市町村に対して、制度の柔軟な運用を求めるなどの<u>事業環境整備の提案</u>を行うことができます。	<ul style="list-style-type: none">地域経済牽引事業を行おうとする者（都道府県の承認を受ける前の事業者）も利用することができます。
事業承継に関する特例措置 18	<ul style="list-style-type: none">地域経済牽引事業として事業承継等を実施する場合には、①<u>事業協同組合等を設立する際の発起人の数の要件が緩和</u>されます。また、②事業譲渡の際の債権者への通知に關し、通常必要となる<u>債権者からの個別同意を簡略化</u>できます。	—

④ 予算による支援措置

ページ	概要	備考
各種予算事業等による 加点措置・優遇措置等 19	<ul style="list-style-type: none">地域経済牽引事業者は、<u>各種予算事業</u>において<u>加点措置・優遇措置</u>を受けることができます。	—
20		

地域未来投資促進税制

- 地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、
法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）を受けることができます。
- 措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認に加えて、
国（主務大臣）による課税特例の確認が必要となります。

STEP 1：都道府県知事による 地域経済牽引事業計画の承認

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

＜地域経済牽引事業の要件＞

- ①地域特性の活用
- ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例の内容・対象

【適用期限：令和4年度末まで】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※ 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度です。
※ 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越す
ことができます。
※ 税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限です。

STEP 2：国（主務大臣）による 課税特例の確認

＜課税特例の要件＞

- ①先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く。）

具体的には、以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること
【通常類型】

- ・労働生産性の伸び率4%以上又は投資収益率5%以上

【サプライチェーン類型】

- ・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造
- ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等

- ②設備投資額が2,000万円以上

- ③設備投資額が前年度減価償却費の10%以上

- ④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度
の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと

＜上乗せ要件＞（平成31年度以降の承認事業のみ）

- ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上

- ⑥労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

※ サプライチェーン類型の事業は上乗せ要件の対象外です。

固定資産税・不動産取得税の減免

- 各都道府県・市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、固定資産税・不動産取得税の減免を受けられる場合があります。
- 詳細の要件や適用期限は、各都道府県・市町村にお問い合わせください。
- なお、国では、都道府県・市町村が固定資産税・不動産取得税の減免を行った場合に、都道府県・市町村に対して減収分を補てんする措置を講じています。

▼地方自治体向け支援（減収補てん制度）

国（主務大臣）の課税特例の確認を受けた承認地域経済牽引事業について、
固定資産税・不動産取得税を課税免除または不均一課税した地方公共団体に対し、
減収額の3/4を地方交付税で補てんします。

【対象自治体】	財政力指数が0.52未満の都道府県・0.67未満の市町村
【対象事業】	承認地域経済牽引事業のうち、 <u>課税特例の確認を受けたもの</u> （詳細はp. 6 参照）
【対象業種】	<u>指定なし</u>
【対象資産】	<u>土地・家屋・構築物</u>
【取得価額下限】	<u>1億円以上</u> （農林漁業及びその関連業種は5,000万円以上）
【税目】	<u>不動産取得税（都道府県）</u> <u>固定資産税（市町村）（3年間）</u>
【補てん率】	減収額の <u>3/4</u>

- 地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、
日本政策金融公庫から固定金利での貸付けを受けることができます。

1. 制度の利用手順



2. 貸付対象等（中小企業事業）

貸付対象	中小企業者（※みなし中小企業者（p.21参照）を含む。）	
資金使途	設備資金・長期運転資金 (災害等の発生時に地域経済牽引事業を継続するために必要な資金を含む。)	
貸付期間	設備資金	20年以内（うち据置期間 2年以内）
	長期運転資金	7年以内（うち据置期間 2年以内）
貸付限度	7.2億円（うち運転資金2.5億円以内）	
貸付利率	設備資金	基準利率から2.7億円を限度として最大0.9%引下げ（※）
	長期運転資金	基準利率

（※）以下のいずれかの条件を満たす場合には、0.9%の引下げ（みなし中小企業者は0.65%の引下げ）となります。

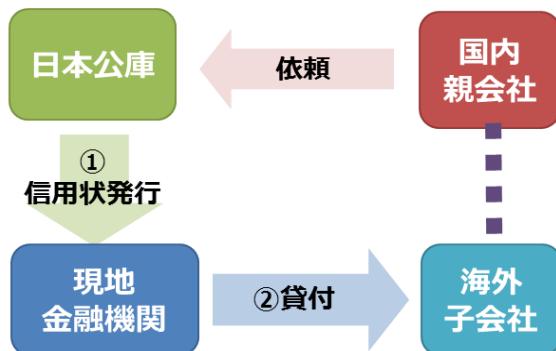
①新規開業して7年以内であるもの ②困難な経営状況にあるもの ③公庫と民間金融機関が連携支援を図るもの

なお、複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律上の承認基準を満たし、かつ、上記のいずれかの条件を満たす必要があります。

➤ 地域経済牽引事業に資する海外事業展開（海外子会社の資金調達）について、日本政策金融公庫（公庫）から、以下の支援を受けることができます。

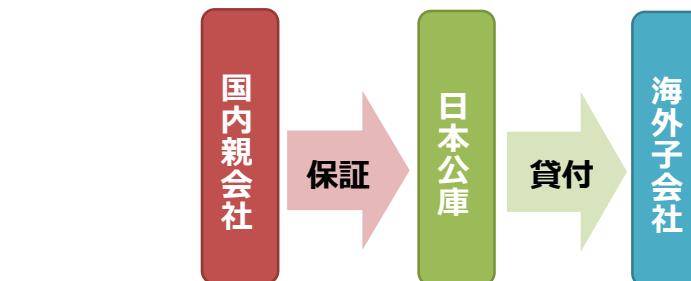
- ① 公庫が現地金融機関からの借入に対して信用状を発行します。（スタンバイ・クレジット）
- ② 公庫が海外子会社に直接貸付けを行います。（クロスボーダーローン）

① スタンバイ・クレジット



(※) 国内親会社と海外子会社の関係には、一定の要件があります。
(国内親会社からの出資比率が50%以上等)

② クロスボーダーローン



貸付対象国・地域	タイ、ベトナム、香港
貸付限度額	別枠14.4億円（うち長期運転資金は9.6億円） ※ 海外子会社 1 社当たり
貸付利率	4 億円を限度額として特別利率③
貸付期間	設備資金20年以内（米ドルの場合は15年以内） 運転資金7年以内

(※) 対象となる海外子会社には、一定の要件があります。
(国内親会社からの出資比率が50%以上等)

信用保証協会による債務保証

- 地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、金融機関等からの借入れの際に、通常の保証限度額とは別枠で、信用保証協会による保証を受けることができます。
- また、M&Aによる事業承継に伴う資産・株式等の必要資金を金融機関等から借り入れる場合、経営者保証を求めることなく、信用保証協会による保証を受けることができます。

<一般枠>

**最大
2.8億円**

+

<特別枠>

**最大
2.8億円**

普通保険：2億円
無担保保険：8,000万円 等

普通保険：2億円
無担保保険：8,000万円 等

(※) 保証対象には、災害等の発生時に地域経済牽引事業を継続するに必要な資金を含みます。

<経営者保証を求めない信用保証>



金融機関

買収資金を融資
(経営者保証なし)



中小企業 A 社



信用保証

経営者保証
を求める



信用保証協会



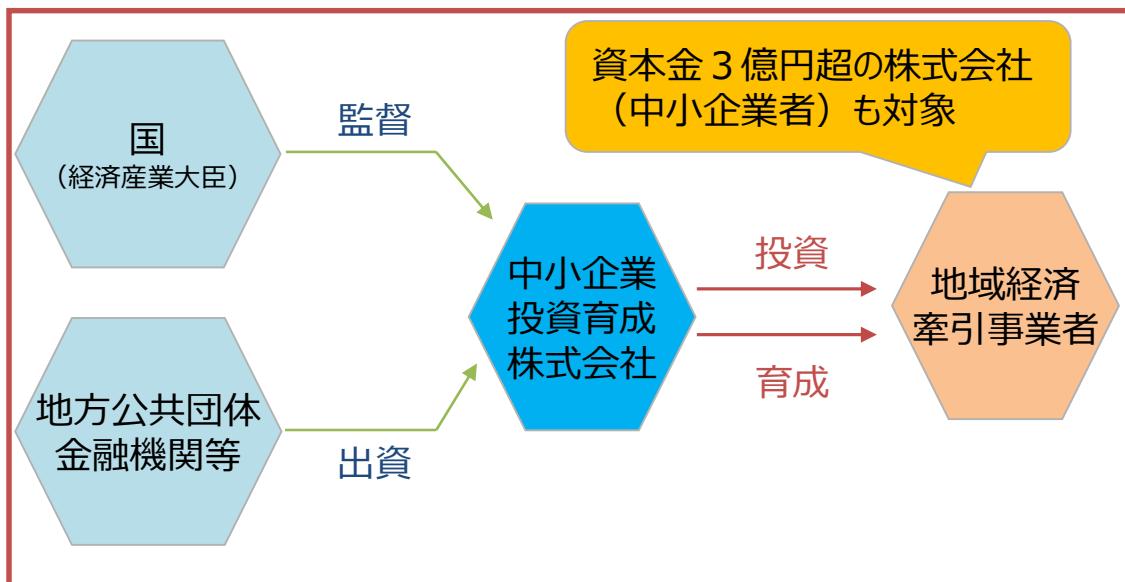
中小企業 B 社

(※) 経営者保証を求める信用保証を受けるためには、純資産合計額やEBITDA有利子負債倍率について、一定の条件を満たす必要があります。

その他の金融による支援措置

- 地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、資本金が3億円を超える株式会社であっても、中小企業投資育成株式会社からの出資を受けることができます。
- 地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、食品等流通合理化促進機構による保証やあっせんを受けることができます。

<中小企業投資育成株式会社からの出資スキーム>



都道府県知事から計画の承認を受けた地域経済牽引事業者では、
 ① 一般の支援対象（資本金3億円以下の株式会社）だけでなく、
 ② 資本金額が3億円を超える株式会社であっても、
 中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能です。

- 都道府県・市町村が定める基本計画において工場立地特例対象区域が設定されている場合、市町村が定める条例に従って、工場立地時の環境施設面積率・緑地面積率が緩和されます。

<工場立地法のルール>

工場立地時には、敷地面積に対して、以下の基準を満たす必要がある。

- ・ 環境施設面積率 : 25%以上
- ・ うち緑地面積率 : 20%以上



工場立地特例対象区域では、以下の表の範囲で、
市町村が環境施設面積率等を緩和できます。

	<u>甲種区域</u>	<u>乙種区域</u>	<u>丙種区域</u>
	住居・工業併用で供されている区域 (準工業地域)	主として工業等の用に供されている区域 (工業地域、工業専用地域)	乙種区域のうち、 一般住民の日常的な生活の用に 供する建築物が無い区域
環境施設面積率	<u>15%以上～25%未満</u>	<u>10%以上～25%未満</u>	<u>1%以上～15%未満</u>
うち緑地面積率	<u>10%以上～20%未満</u>	<u>5%以上～20%未満</u>	<u>1%以上～10%未満</u>

- 都道府県・市町村が定める基本計画において重点促進区域が設定されており、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定し、土地利用調整区域を設定している場合、
 - ① 事業実施場所が農用地区域に当たる場合に、農用地区域からの除外ができます。
 - ② 事業実施場所が第一種農地に当たる場合でも、農地転用を許可できます。

〈農地法等の適用関係〉

(農転許可の判断)

農用地区域

- 農振法に基づき、都道府県が指定する農業振興地域内において、市町村が設定。
(農業のゾーニング)

原則不許可

第一種農地

- 10ha以上の集団農地等

原則不許可

農用地区域以外

第二種
・第三種農地

例外②
地域経済牽引事業計画に基づき、土地利用調整区域において施設用地を整備される場合は、農地転用を許可できる。

原則許可

第二種農地は第三種農地に立地困難な場合に許可

例外①
地域経済牽引事業計画に基づき、土地利用調整区域において施設用地を整備される場合は、農用地区域から除外可能。

- 都道府県・市町村が定める基本計画において重点促進区域が設定されており、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している場合、食品関連物流施設・植物工場等を建設する際の市街化調整区域における開発許可の手続きに関する配慮を受けることができます。

〈配慮の対象施設〉

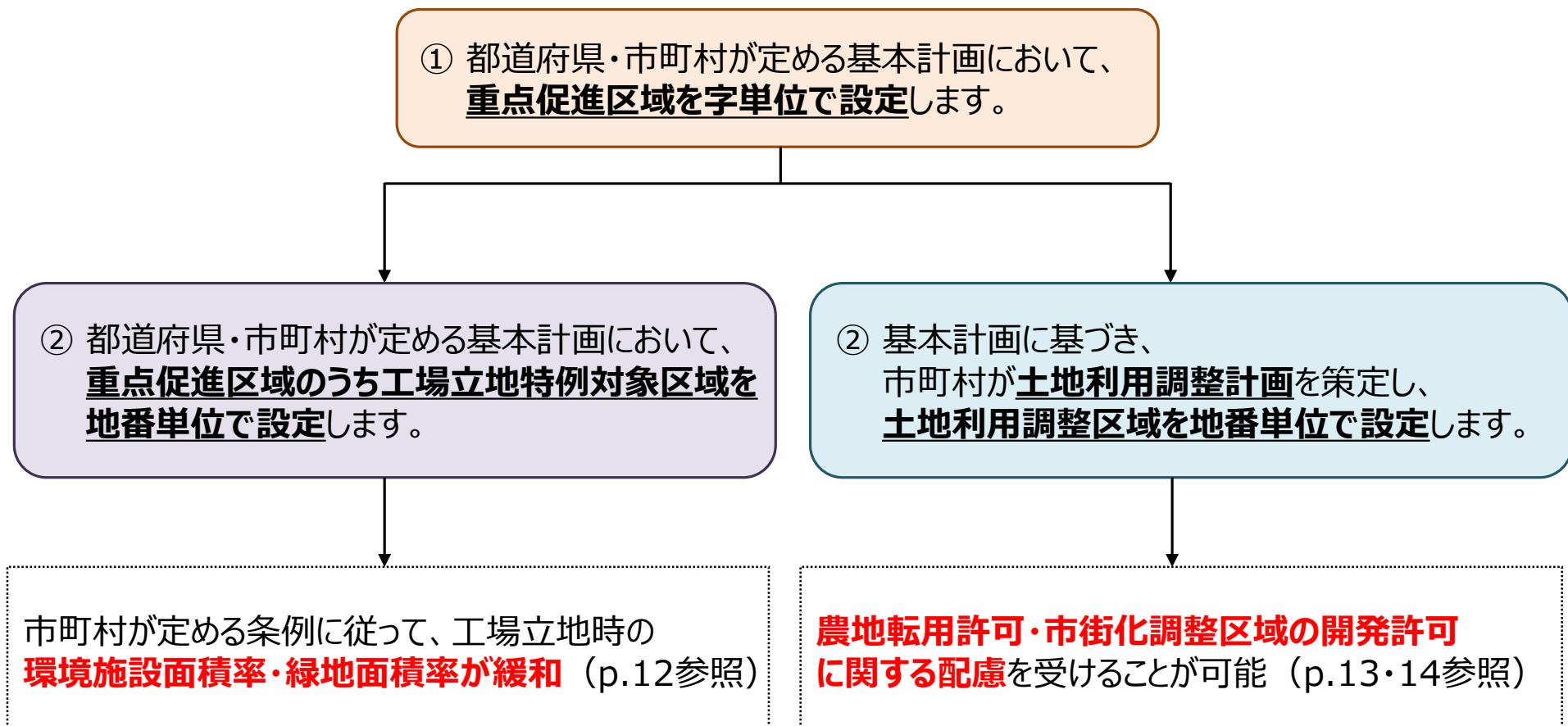
(1) 流通の結節点

高速自動車国道などの流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地する食品関連物流施設、植物工場並びに生体材料の研究施設及び工場

(2) 原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍

医薬品又は食品の原料又は材料として使用される農林水産物等の生産地等及び現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設及び工場

- p.12~14の特例措置を受けるためには、基本計画において重点促進区域の設定が必要です。
 - ✓ さらに、p.12の特例措置を受けるためには、重点促進区域のうち工場立地特例対象区域の設定が必要です。
 - ✓ また、p.13・14の特例措置を受けるためには、基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定し、土地利用調整区域を設定することが必要です。



➤ 地域経済牽引事業の実施の際には、一般社団法人も地域団体商標の登録が可能です。

＜従来の地域団体商標の登録主体＝組合等＞

農業協同組合

➤「仙台いちご」

全国農業協同組合連合会



事業協同組合

➤「横濱中華街」

横濱中華街発展会協同組合



商工会

➤「氏家うどん」
(栃木県さくら市)
氏家商工会



商工会議所

➤「中津からあげ」
(大分県中津市)
中津商工会議所



NPO法人

➤「小豆島オリーブオイル」
(香川県小豆島)
NPO法人小豆島オリーブ協会



(写真提供：小豆島町)

都道府県知事から計画の承認を受けた
地域経済牽引事業者のうち、
以下の要件を満たす一般社団法人は、
計画実施期間中に限り（※）、
地域団体商標の登録が可能。

- ① 事業計画の承認を受けていること
- ② 定款で構成員の加入の自由を担保していること
- ③ 事業計画に記載した商品又は役務に係る地域
団体商標の登録を受けようとしていること 等

（※）都道府県知事等の承認により、一般社団法
人が組合等へ権利を譲渡できる仕組みを創
設し、事業計画期間終了後も組合等による
商標の使用を可能とする。

- 地方公共団体を申請者に含む地域経済牽引事業計画については、補助金等により取得した財産の処分等の制限解除に関する各省各庁の承認について、地域経済牽引事業計画の承認申請時にまとめて申請を行うことができます。

<手続簡素化のスキーム図>

対象例：補助金等で整備した施設の転用

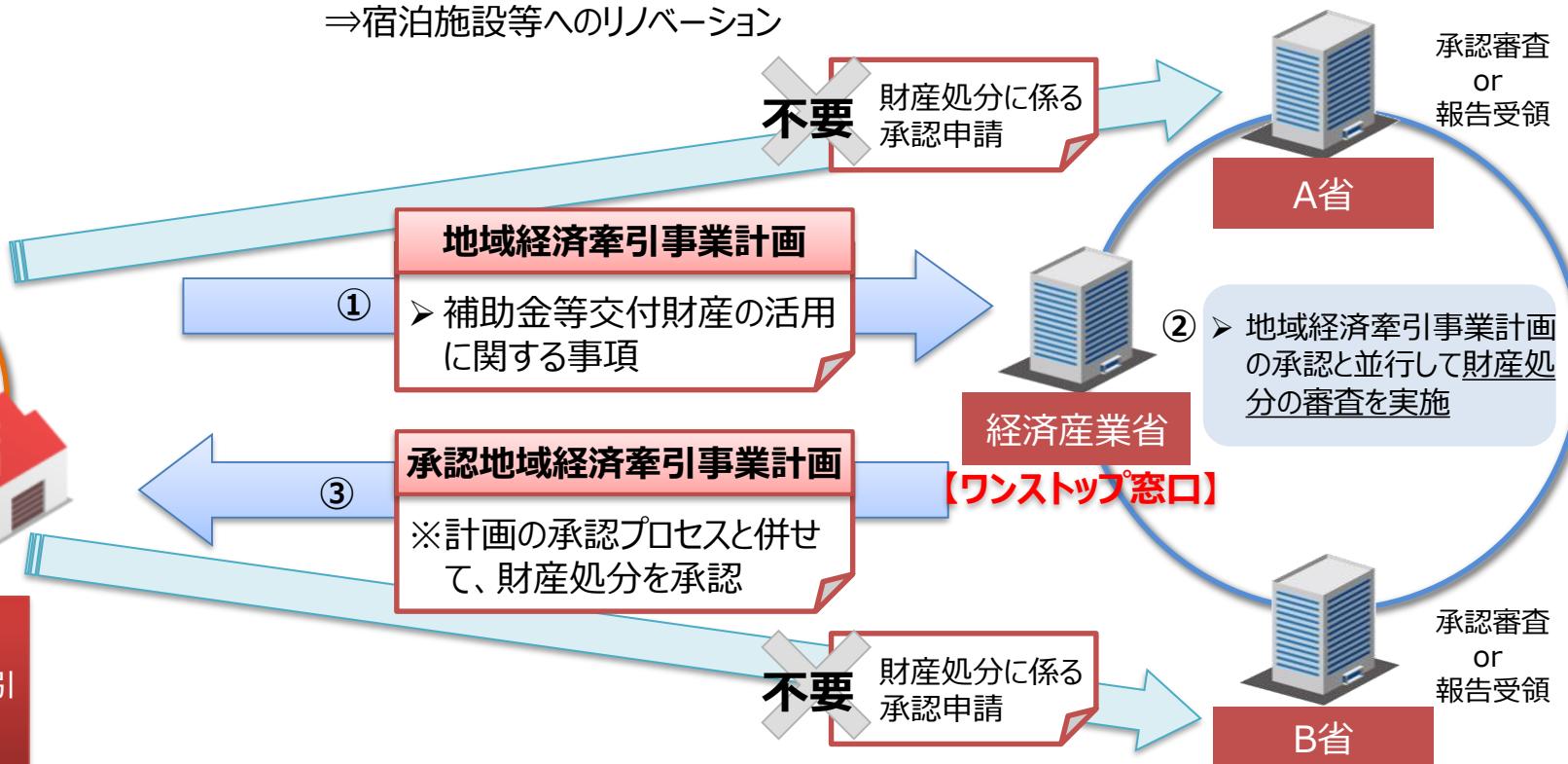
⇒宿泊施設等へのリノベーション

○補助事業者

- ✓ 地方公共団体
- ✓ 事業者



- ✓ 地方公共団体及び事業者が共同で地域経済牽引事業計画を申請



その他の規制の特例措置等

- 地域経済牽引事業者は、基本計画を策定した都道府県・市町村に対して、制度の柔軟な運用を求めるなどの事業環境整備の提案を行うことができます。
- 地域経済牽引事業として事業承継等を実施する場合には、
 - ✓ 事業協同組合・企業組合・協業組合を設立する際の発起人の数が、「4人以上」から「3人以上」に緩和されます。
 - ✓ 事業譲渡の際の債権者への通知に関して、通知・催告から1ヶ月以内に返事がなければ債権者の同意があったものとみなすことができ、通常必要となる債権者からの個別同意を簡略化できます。

事業環境整備の提案



事業環境整備の例：公共データのオープン化、制度の柔軟な運用、工場立地法・地方税減免等の条例整備、ワンストップ窓口 等

各種予算事業等による加点措置・優遇措置等①

④ 予算による支援措置

➤ 地域経済牽引事業者は、各種予算事業において加点措置・優遇措置を受けることができます。

予算事業名	予算概要	補助率等	加点措置・優遇措置等の概要	担当部署	詳細URL等
地域企業デジタル経営強化支援事業	地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者に対して、システムを活用した経営管理体制強化のための課題整理及び計画策定並びにシステム導入に要する経費を補助し、地域企業の経営のデジタル化及び規模成長を促進。	<p>【補助率】 中小企業 1/2 非中小企業 1/3</p> <p>【補助上限額】 中小企業 1,000万円 非中小企業 660万円</p> <p>【補助下限額】 100万円</p>	加点	地域経済産業G 地域企業高度化推進課	https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pr_ip/chiiki_03.pdf
地域産業デジタル化支援事業	地域経済を牽引する企業のデジタル化を支援し、地域の高生産性・高付加価値企業群を創出・強化。	<p>補助率：中小企業：2/3 非中小企業：1/2</p> <p>補助金額：A類型1,800万円、 B類型1,400万円</p>	加点	地域経済産業G 地域企業高度化推進課	https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pr_ip/chiiki_03.pdf
地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャー・中小企業等（大企業等との連携を含む）が、自らもしくは複数社で連携し、複数地域（5地域以上）で抽出して束ねられた課題解決・付加価値向上に資する取組に必要な経費の一部を支援。 ・大都市圏企業の社員等がリモートワークも活用しながら、地域の課題解決への参画を促す取組に必要な経費の一部を支援。 ・事業者と連携し買い物弱者対策や高齢者の見守りなど地域・社会課題解決の中心的な役割を担おうとする組織が、連携体制構築に向けたニーズ調査、課題整理等に必要な経費を支援。 	<p>【補助率】 <通常事業> ※5地域以上への展開 2/3以内 <広域展開事業> ※10地域以上への展開 中小企業 2/3以内 地域未来牽引企業等 1/2以内</p> <p>【補助上限額】 <通常事業> 3,500万円 <広域展開事業> 中小企業 4,500万円 地域未来牽引企業（中小企業除く）等 4,500万円</p>	加点	地域経済産業G 地域産業基盤整備課	https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pr_ip/chiiki_02.pdf

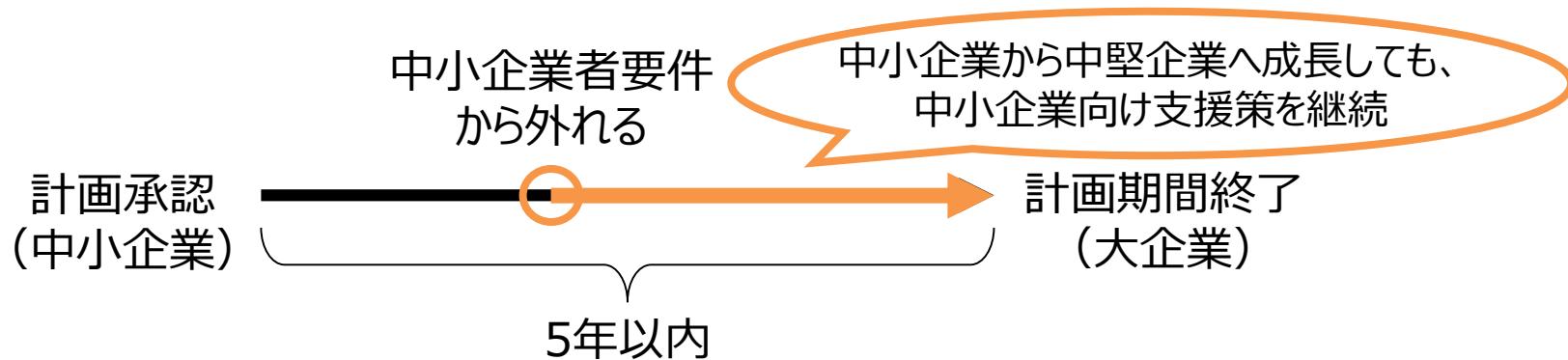
各種予算事業等による加点措置・優遇措置等②

④ 予算による支援措置

予算事業名	予算概要	補助率等	加点措置・優遇措置等の概要	担当部署	詳細URL等
IT導入補助金(R1補正)	中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上に繋がるITツール導入を支援。	【補助率】 1/2以内 【補助上限額】 A類型：30～150万未満 B類型：150～450万以下	加点	商務・サービスG サービス政策課	https://www.it-hojo.jp/2021/
IT導入補助金(R2補正)	新型コロナウイルス感染症が事業環境に与えた影響への対策及び同感染症の拡大防止に向け、具体的な対策（サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備等）に取り組む事業者によるITツール導入を支援。	【補助率】 2/3以内 【補助上限額】 C-1類型：30～300万未満 C-2類型：300～450万以下 D類型：30～150万以下	加点	商務・サービスG サービス政策課	https://www.it-hojo.jp/2021/
コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業（J-LOD補助金）	企業のブランディングに資する映像コンテンツの活用を促すため、デジタル配信を念頭に置いた顧客の共感を呼ぶストーリー性のある映像の制作・発信の支援。	【補助率】1/2 【上限】1,000万円	加点	商務情報政策局 コンテンツ産業課	https://j-lodr1.jp/subsidy5/

(参考) みなし中小企業者特例制度

- 中小企業が、増資や従業員増加により中小企業要件から外れても、中小企業とみなされ、
中小企業向けの支援措置 (p.8~11) が継続して措置されます。



※事業承継による増資などでも支援を受けることが可能です。

<中小企業者の定義>

業種	以下のいずれかを満たす	
	資本金	従業員数
製造業その他	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
小売業	5,000万円	50人
サービス業		100人

<みなし中小企業者が受けられる中小企業向け支援策>

- ① 日本政策金融公庫からの固定金利での融資 (p.8参照)
- ② 日本政策金融公庫による海外展開支援 (p.9参照)
- ③ 信用保証協会による債務保証 (p.10参照)
- ④ 中小企業投資育成株式会社からの出資 (p.11参照)
- ⑤ 事業承継に関する特例措置 (p.10参照)

(参考) 支援措置の活用例

酒造会社グループによる 観光誘客施設拠点の新設

石田屋二左衛門株式会社

(福井県永平寺町・平成30年3月承認)

○ 活用した支援措置

- 農地転用許可等の手続に関する配慮
- 地域未来投資促進税制
- 固定資産税・不動産取得税の減免

○ 事業概要

- 酒造会社グループの中核を担う同社（旧社名：黒龍酒造株式会社）は、新たな観光客誘致を図るため、発酵文化の魅力を体験できる観光施設の設置を検討。
- 事業実施場所が農用地区域であったことから、農地転用許可等の手續に関する配慮規定を活用し、農地転用許可等を実現。
- 施設の建設に当たっては、地域未来投資促進税制等を活用することで、投資初期のキャッシュフロー等を改善。



医薬品製造メーカーによる 製薬工場の新設

ダイト株式会社

(富山県富山市・平成29年11月承認)

○ 活用した支援措置

- 地域未来投資促進税制

○ 事業概要

- 医薬品製造を営む同社は、市場の急速な拡大が見込まれる抗がん剤等の高性能薬剤の製造へ参入するため、製薬工場の新設を検討。
- 治験のための試作・薬剤の本格生産・包装まで、一貫して実施可能な体制を整備。
- 工場の建設に当たっては、地域未来投資促進税制を活用することで、投資初期のキャッシュフローを改善。



木材加工業者による 合板製造工場の新設

株式会社キーテック

(山梨県身延町・平成30年3月承認)

○ 活用した支援措置

- 地域未来投資促進税制
- 固定資産税・不動産取得税の減免

○ 事業概要

- 木材加工を営む同社は、針葉樹合板の旺盛な需要に対応するため、丸太の調達エリアである山梨県に合板製造工場を新設。
- 原料の安定供給・製造工程の効率化を図り、生産能力を向上。中央自動車道などの道路網を利用して、消費地である首都圏に迅速な配送する。
- 工場の建設に当たっては、地域未来投資促進税制等を活用することで、投資初期のキャッシュフロー等を改善。



<お問い合わせ先>

経済産業省 地域企業高度化推進課 地域未来投資促進室
電話：03-3501-1587

最寄りの経済産業局等でも御相談に応じています。

地方経済産業局	担当課室名	電話番号
北海道経済産業局	地域未来投資促進室（地域経済部地域経済課内）	011-709-1782
東北経済産業局	地域未来投資促進室（地域経済部地域経済課内）	022-221-4876
関東経済産業局	地域未来投資促進室（地域経済部地域振興課内）	048-600-0272
中部経済産業局（東海担当） (北陸担当)	地域未来投資促進室（地域経済部地域振興室内） 地域未来投資促進室（北陸支局地域経済課内）	052-951-2716 076-432-5518
近畿経済産業局	地域未来投資促進室（地域経済部地域開発室内）	06-6966-6012
中国経済産業局	地域未来投資促進室（地域経済部地域企業支援室内）	082-224-5734
四国経済産業局	地域未来投資促進室（地域経済部地域経済課内）	087-811-8516
九州経済産業局	地域未来投資促進室（地域経済部企業成長支援課内）	092-482-5435
内閣府沖縄総合事務局	地域未来投資促進室（経済産業部企画振興課内）	098-866-1727

※ 地域経済牽引事業計画の承認については、各都道府県へご相談ください。